

序 章

地域医療構想の概要

1 地域医療構想の目的

県民の誰もがニーズに見合った医療・介護サービスを受けることができる体制の整備は、安心して地域で暮らし、社会・経済活動を営む上での基盤となるものです。

しかし、急速に少子高齢化が進行し、2025年にはいわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となることから、医療・介護需要のさらなる増加が見込まれる一方、高齢者を支える世代となる15～64歳の生産年齢人口は減少を続けるため、県民が将来にわたって持続的に適切な医療・介護を受けられるようにするためには、限りある地域の資源を効率的かつ効果的に活用していく必要があります。

こうした中、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）が制定されたことから、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを目的とした「地域医療構想」を策定します。

地域医療構想は、将来あるべき医療提供体制をお示しし、医療機関関係者のみならず、介護サービス事業所の皆様、医療を受ける住民の皆様も含め、多くの関係者がこの構想に基づいて行動していただくための指針となるものです。

※地域医療構想は医療法における医療計画の一部として位置付けられています。

（医療法第30条の4第2項第7号）。

2 構想区域の設定

地域医療構想における構想区域は、人口規模や面積、患者の受療動向や医療提供体制等の状況を踏まえ、二次医療圏と同一とします。なお、当該区域は、岐阜県高齢者安心計画の老人福祉圏域とも一致します。

構想区域（二次医療圏）の名称と区域

名 称	区 域
岐阜医療圏	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃医療圏	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
中濃医療圏	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃医療圏	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨医療圏	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

3 地域医療構想の構成

(1) 地域医療構想において定める事項

① 入院患者数の推計

国の推計方法に則り、現在の入院患者数に将来の人口推計を性・年齢別に考慮して 2025 年度（平成 37 年度）における推計入院患者数を構想区域ごとに推計します。

② 必要病床数の推計

推計入院患者数を基に、都道府県間や構想区域間において医療機関が入院医療を行う患者数の増減を調整し、構想区域内の機能区分ごと（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）の必要病床数及び居宅等における医療の必要量を設定します。

③ 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策

地域医療介護総合確保基金を活用しながら、実現に向けた事業を展開します。

(2) 推計方法

厚生労働省から提供された基礎データをもとに、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）及び「地域医療構想策定ガイドライン等について」（平成 27 年 3 月 31 日付医政発 0331 第 53 号）の別添 1 「地域医療構想策定ガイドライン」（以下「国ガイドライン」といいます。）に定められた算出方法によって医療需要等を推計します。

4 地域医療構想調整会議

地域医療構想の策定に当たっては、構想区域ごとに、医療関係者や医療保険者等の関係者で組織する「地域医療構想調整会議」（以下「調整会議」といいます。）を設置し、ご意見を反映させながら手続きを進めました。今後、この調整会議において、関係者との連携を図りつつ、将来の医療提供体制のあり方及び実現のための施策等について協議を行います。

なお、地域医療構想は、随時その達成状況を確認するとともに、今後のインフラの整備等、社会経済状況の変化に応じ、適宜見直しを行います。

5 目標年次

地域医療構想は、2025 年（平成 37 年）までを目標期間とします。